

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用する工事のうち、工期の延伸が困難な場合において、工期を延伸せず施工方法の変更又は技術者及び技能労働者（以下「技術者等」という。）の交替制による対策を実施して週休2日確保の取組みを行う工事とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日（現場閉所）

①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休2日（交替制）

①完全週休2日（交替制）とは、対象期間の全ての週において、技術者等が交替しながら、1週間に2日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間の全ての月において、技術者等が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(4) 現場閉所

現場閉所とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）を行っていない状態をいう。

3. 積算方法等

工期の延伸が困難な場合において、工期延伸せず週休2日確保の取組みを行うため、施工方法の変更や技術者等の交替制による対策を行う場合の積算方法等は以下のとおりとし、本試行による対策の必要の有無については、工物品質確保調整会議の場において受発注者間で調整・協議を行い、取組内容を決定するものとする。

(1) 施工方法の変更による対策

①工期短縮を行うために施工方法の変更による対策を実施する場合の費用は、契約変更の対象とするものとする。具体的な対策例として、NETIS登録技術の採用による生産性向上（プレキャスト部材の導入等）等の対策のほか、工事内容に合わせて適切な施工方法を選択するものと

する。

②週休2日（現場閉所）確保の取組みを行う工事は、上記対策を実施した上で、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成状況に応じた以下の補正係数を乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日に満たないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

【完全週休2日（土日）の補正係数】

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日の補正係数】

- ・ 共通仮設費率 1.01
- ・ 現場管理費率 1.02

③週休2日（現場閉所）の達成状況

完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 技術者等の交替制による対策

①上記（1）の施工方法の変更による対策を実施せずに、技術者等の交替制を導入する場合は、週休2日（交替制）確保の取組みを行う工事として、技術者等の休日率に応じた以下の補正係数を乗じるものとする。なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制に満たないものは月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日交替制に満たないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

【完全週休2日交替制の補正係数】

- ・ 現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日交替制の補正係数】

- ・ 現場管理費率 1.02

②週休2日（交替制）の達成状況

完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

③その他

施工方法の変更（施工時間の延長や夜間施工の追加等）により技術者等の勤務時間に変更になる場合は、労務単価等の費用について契約変更の対象とするものとする。

4. 条件の明示

特記仕様書に別紙に示す内容を明示するものとする。なお、必要に応じて、記載内容を追加又は変更してもよい。

5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の時間外労働が大幅に増えないように留意するものとする。

6. その他

- (1) 本試行による取組みを実施した結果、週休2日確保が達成できなかった場合において、
3. (1) 施工方法の変更による対策①の費用及び3. (2) 技術者等の交替制による対策③
その他に要した費用の減額は行わない。
- (2) 工期末日までに本試行による取組みを行わずに工事を完了することも可能とするものとする。
- (3) 本試行による取組みを行わずに工事を完了し、週休2日を確保した場合には、その達成状況に応じて、補正係数を乗じた費用計上を行うものとする。

7. 適用

本通達は、令和8年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事に適用するものとする。

<特記仕様書記載例>

第〇条 週休2日（工期指定）適用工事の試行について

1. 本工事は、工期の延伸が困難な場合において、工期を延伸せず週休2日確保の取組みを行う試行工事である。

2. 週休2日（工期指定）の考え方は以下のとおりとし、本試行による対策の必要の有無については、工事品質確保調整会議の場において受発注者間で調整・協議を行い、取組内容を決定するものとする。

(1) 施工方法の変更による対策

①工期短縮を行うために施工方法の変更による対策を実施する場合の費用は、契約変更の対象とするものとする。

②週休2日（現場閉所）確保の取組みを行う工事は、上記対策を実施した上で、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成状況に応じた以下の補正係数を乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日に満たないものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

【完全週休2日（土日）の補正係数】

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日の補正係数】

- ・ 共通仮設費率 1.01
- ・ 現場管理費率 1.02

③週休2日（現場閉所）の達成状況

完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 技術者等の交替制による対策

①上記（1）の施工方法の変更による対策を実施せずに、技術者等の交替制を導入する場

合は、週休2日（交替制）確保の取組みを行う工事とし、技術者等の休日率に応じた以下の補正係数を乗じるものとする。なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制に満たないものは月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日交替制に満たないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

【完全週休2日交替制の補正係数】

- ・現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日交替制の補正係数】

- ・現場管理費率 1.02

②週休2日（交替制）の達成状況

完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

③その他

施工方法の変更（施工時間の延長や夜間施工の追加等）により技術者等の勤務時間が変更になる場合は、労務単価等の費用について契約変更の対象とするものとする。